

千葉県告示第271号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第2項の規定により告示します。（指定番号 指－63）

令和5年3月30日

千葉市長 神谷俊一

1 指定区域

千葉県花見川区犢橋町1778番の一部（別図1、2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

該当なし

4 当該要措置区域において講ずべき指示措置

指定区域（指－63）における地下水の水質の測定

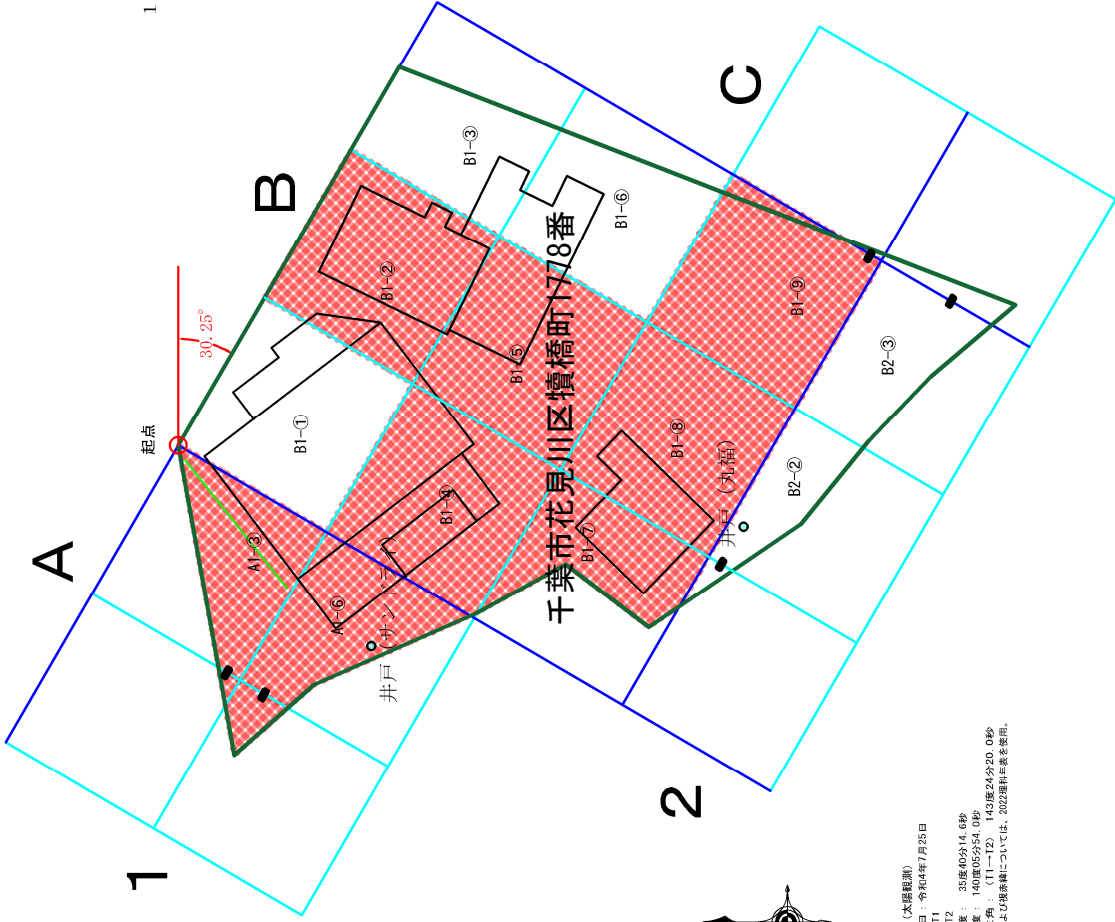
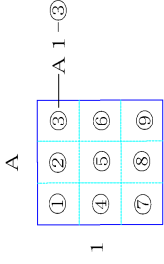


調査対象地案内図

背景図は国土地理院「電子国土WEB」を使用

凡例

	調査対象区画
	污水配管経路 (埋設管)
	単位区画 (10m格子区画)
	30m格子区画
	格子の統合
	井戸
	指定範囲 (要措置区域) テトラクロロエチレン土壌溶出量基準不適合



實地測定 (本図参照)
 観測日: 令和4年7月25日
 測点: T1
 測点標高: 35.40分14.69秒
 測点経度: 143.13度24分20.08秒
 真北方位角: (T1-T2) 143.13度
 ※測点および現況については、2022資料を参照。

不適合区画 (テトラクロロエチレン)	面積* (㎡)
1 A1-③	58.6
2 A1-⑥	69.6
3 B1-②	100
4 B1-④	99.9
5 B1-⑤	100
6 B1-⑦	55.5
7 B1-⑧	100
8 B1-⑨	96.1
計	679.7

* cadによる面積

図番号	図名
	指定区域 (要措置区域)
	土壌汚染のおそれが生じた場所
	対象物質名
	テトラクロロエチレン